

# 有害プランクトン警報 ( R6 No.1-1)

令和6年8月23日  
千葉県水産総合研究センター

東京湾でシャットネラ属のプランクトン(*Chattonella marina*)が、警戒を必要とする基準を超える密度で確認されました。

令和6年8月22日に県環境研究センターが行った調査において、有害プランクトンのシャットネラ属が確認されました。

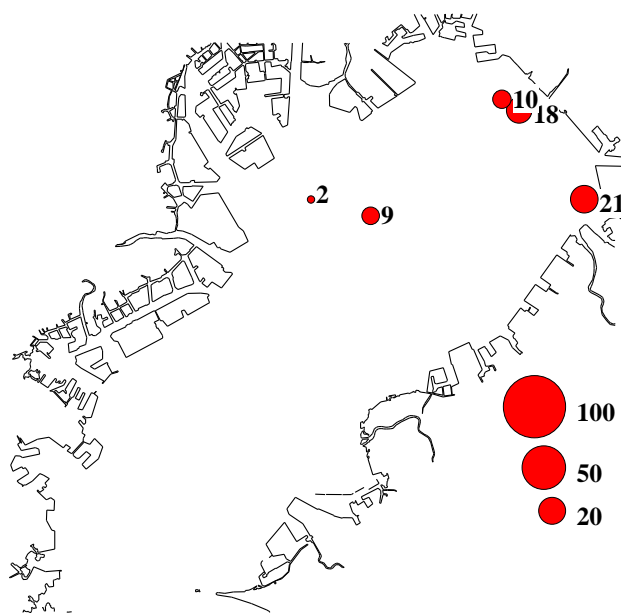
発生密度の高い海域周辺では、養殖魚、蓄養魚などに影響が出る可能性があるので十分警戒して下さい。

また、気象、海象によっては、他の海域でも増加する可能性があるので注意が必要です。

- ・ 確認日 令和6年8月22日
- ・ 確認海域 東京湾
- ・ プランクトンの種類 シャットネラ マリーナ

警戒基準を超えた調査地点	プランクトン密度 (細胞/mL 程度)
幕張沖	10
花見川河口	18
千葉航路南	21
注意基準密度	1
警戒基準密度	10

- 1 本種は西日本に広く分布する小型のプランクトン(0.05~0.13mm)で、海水1mLあたり100細胞でも本種の放出する活性酸素などによって魚介類のへい死を引き起こす危険性があります。
- 2 人に被害を及ぼす貝毒の原因プランクトンではありません。
- 3 海況の変化や魚の動きに十分注意し、必要に応じて早めの対応をお願いします。
- 4 赤潮等、海域の異変を発見した場合は水産総合研究センター、漁業資源課又は水産事務所に連絡してください。



(細胞数/mL 程度)

担当 水産総合研究センター  
東京湾漁業研究所  
電話 0439-65-3071  
FAX 0439-65-3072